

# 議案第98号 三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正趣旨

新公共施設予約システムの導入（以下、「新システム導入」という。）に伴う施設使用に係る運用の変更、キャンセル規定の設定及び受益者負担の基本的な考え方にに基づき従来からの課題等に対応するため改正を実施するもの。

## 2 改正内容

### (1) (使用料及び納付方法) (第16条関係)

新システム導入にあたり、予約と使用許可手続を同時に行うため、第1項第5号の使用者（第20条の規定に基づく使用者）については、第2項の使用許可時に使用料を徴収する対象者から除く。

上記の改正に伴い、第4項に使用料前納について「第1項第5号に規定する使用料は、前納しなければならない。」と規定する。

### (2) (使用料等の不還付) (第17条関係)

新システム導入にあたり、予約と使用許可手続を同時に行うため、第4項に予約キャンセル時の使用料還付について以下のとおり規定する。

施設	現行概要	改正概要
有料都市公園	還付規定なし	7日前／還付可能

### (3) 体育館施設の個人使用時の空調加算額及び営利使用時の加算割合の見直し (別表第4)

#### ア 個人使用時の空調加算額

施設	個人使用時の空調加算額 (1時間1人あたり)		(参考) 現行はコートあたりで加算
	城山体育館	250円	
駒ヶ谷体育館	メイン	550円	全面:3,300円、1/3面:1,100円
	サブ	150円	

#### イ 営利使用時の加算割合

現行	見直し
入場料を徴収する場合は使用料の5倍の額、営利営業を目的とする場合は使用料の10倍の額	使用者が営利を目的として使用する場合は使用料の2倍の額

## 3 施行期日

令和8年4月1日